

第20回 岩手県知事（受動喫煙損害賠償請求）事件

岩手県知事（受動喫煙損害賠償請求）事件
（盛岡地裁 平24.10.5判決）

県は、受動喫煙に関する使用者の安全配慮義務を負うが、本事案においては禁煙車を設けていなかったからといって安全配慮義務違反とまでは認められない

※裁判例および掲載誌に関する略称については、こちらをご覧ください

1 事案概要

本件は、被告（岩手県）の職員である原告が、①原告が化学物質過敏症を発症したのは、被告が公用車について受動喫煙防止対策を講ずべき安全配慮義務を怠ったためであるとして損害賠償を求めるとともに、②原告に対するその同僚の発言を理由とする損害賠償、③原告が勤務する建物でのワックス床剤の使用の差し止め、を求めた事案である。

本稿においては、上記①の請求に関する裁判所の判断について紹介する。

2 原告の化学物質過敏症発症に至る経緯等

時期	出来事
H11.12.1	被告が原告（以下X）を採用
H19.4～	A行政センター庁舎にあるB広域振興局C総合支局土木部D土木センター建築指導課に勤務。
H20.1.18	XがD土木センターの公用車（以下「本件公用車」という。）を運転して建築現場に向かったところ、その運転中に鼻や喉の激しい痛み、頭痛を覚えた。 Xは、本件公用車内はたばこの煙が充満していて、これを吸引したことが当該症状の原因であると主張している。
H20.1.21	Xは、建築指導課長に対して、本件公用車を建築指導課専用とするか、または禁煙車にするよう要望したところ、D土木センターにある公用車のうち1台が禁煙車とされた。

H20.1.22～ 3.31	Xは、上記の本件公用車への乗車以降、喫煙者に対応する際に鼻痛、頭痛、呼吸困難などの症状が生ずるようになったとして、病院の耳鼻科、脳外科および眼科を受診して自らの症状を訴えたものの、体調不良の原因となった疾病は判明しなかった。
H20.4.25	Xは、化学物質過敏症の専門家である医師の診察を受けたところ、受動喫煙症および化学物質過敏症に罹患していると診断された。
H20.7.25	Xは、受動喫煙症および化学物質過敏症の治療のために休職した（1年間）。

3 争点

被告は、受動喫煙の危険からXの健康を保護すべき安全配慮義務、具体的には、平成20年1月18日の時点で、D土木センターの公用車のうち少なくとも1台を禁煙車にすべき安全配慮義務に違反したか。

4 健康増進法25条の規定

受動喫煙の防止措置を講じることを定める健康増進法の規定は以下のとおり。

第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない

5 裁判所の判断

以下のとおり、裁判所は、本件について安全配慮義務が存在すること自体は認めたが、Xが主張するような義務までは負っていたとはいえないとし、義務違反はなかったと判断した。

(1) 被告の安全配慮義務違反の有無について

判決は、安全配慮義務に関する一般論を述べた上で、平成20年1月の時点で、被告は、公務遂行のために設置すべき場所等の設置管理または公務員が遂行する公務の管理に当たって、一定の範囲において、受動喫煙の危険からXの生命および健康を保護するよう配慮すべき安全配慮義務を負っていたと判断した。

もっとも、その具体的内容については、受動喫煙の危険性の程度やそれによって生じ得る結果、施設の状況などの具体的状況に応じて定まるべきものとしている。

この判断自体は、地方公共団体における受動喫煙に関する安全配慮義務が争われた江戸川区役所（損害賠償請求）事件（東京地裁 平16.7.12判決）と同様の判断である。

(2) 本件における被告の安全配慮義務違反の有無について

判決は、以下の事情を総合すれば、平成20年1月当時、被告において、社会一般の認識を超えて、

公用車内における受動喫煙から職員を保護するような具体的な対策を講ずべき具体的な義務を負っていたということはできないと判断した。なお、全国の都道府県でも公用車を全面禁煙にしているところは当時いまだ少数にとどまっていたことから、このことは明らかであるとしている。

ア 健康増進法25条は、受動喫煙防止対策の具体的な内容を事業者の判断に委ねたものと解され、事業者に対して特定の受動喫煙防止対策を具体的かつ一律に義務付けたものとまでは解されない。

イ 当時、受動喫煙が健康へ及ぼす影響として、化学物質過敏症のような継続的かつ重篤な疾病を発症する可能性があることと認識されていたとまではいえない。

ウ 当時、受動喫煙による健康被害防止のために求められていたのは分煙などの徹底であり、残留たばこ煙（たばこの煙に由来する化学物質や浮遊粉じんが喫煙後に残留している空気環境）に曝（さら）されることがないように対策を講ずべきだとする認識が社会において広く一般的に受容されていたとはいえない。

エ D土木センターにおいては、公用車に長時間乗ることは想定されていなかったし、喫煙者と同乗する場合も、同乗者間で了解を得るとか、換気をするといった対応をすることができた。また、D土木センターにおいて、公用車のたばこについて具体的な被害が出たり、要望が出されたこともなかった。

(3) 結論

以上から、被告が、平成20年1月18日の時点において、D土木センターの公用車について禁煙車を設けていなかったからといって、Xの健康を受動喫煙の危険から保護すべき安全配慮義務に違反したということはできないと判断した。

6 実務上の留意点

本判決は、上記のとおり、あくまで、平成20年1月当時における受動喫煙に関する安全配慮義務の水準を踏まえて、本件については義務違反がなかったと判断している。

この点、平成22年2月25日に、厚生労働省は、平成20年1月当時有効であった受動喫煙防止対策に関する通達を廃止し新たな通達を発しているほか、平成24年10月29日にも、受動喫煙防止対策の徹底を求める通達を発している。

このような行政の動きや下記の立法の動き等からすると、受動喫煙に関する安全配慮義務の水準は、現在はより高いものと判断される可能性は十分にあるといえ、実務上は慎重な対応が求められよう。

なお、職場における受動喫煙防止を規定する労働安全衛生法の改正法案が平成23年に国会に上程されていたが、第181国会の解散により、審議未了のため廃案となっている。同法案の今後の再提出はまだ見通し難い状況だが、その動向については注視が必要といえよう。

【筆者紹介】

南部 恵一 なんぶ けいいち 森・濱田松本法律事務所 弁護士

東京大学法学部卒。労働省に勤務後、2003年に弁護士登録。森・濱田松本法律事務所において企業法務全般について執務するとともに、厚生労働省「標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会」調査員などを務めた後、2009年より東京都労働委員会事務局において副参事、審査調整法務担当課長として勤務。2011年6月より森・濱田松本法律事務所へ復帰。

◆森・濱田松本法律事務所 <http://www.mhmjapan.com/>

■ 裁判例と掲載誌

①本文中で引用した裁判例の表記方法は、次のとおり

事件名⁽¹⁾係属裁判所⁽²⁾法廷もしくは支部名⁽³⁾判決・決定言渡日⁽⁴⁾判決・決定の別⁽⁵⁾掲載誌名および通巻番号⁽⁶⁾

(例)小倉電話局事件⁽¹⁾最高裁⁽²⁾三小⁽³⁾昭43.3.12⁽⁴⁾判決⁽⁵⁾民集22巻3号⁽⁶⁾

②裁判所名は、次のとおり略称した

最高裁 → 最高裁判所(後ろに続く「一小」「二小」「三小」および「大」とは、それぞれ第一・第二・第三の各小法廷,および大法廷における言い渡しであることを示す)

高裁 → 高等裁判所

地裁 → 地方裁判所(支部については、「〇〇地裁△△支部」のように続けて記載)

③掲載誌の略称は次のとおり(五十音順)

刑集:『最高裁判所刑事判例集』(最高裁判所)

判時:『判例時報』(判例時報社)

判夕:『判例タイムズ』(判例タイムズ社)

民集:『最高裁判所民事判例集』(最高裁判所)

労経速:「労働経済判例速報」(経団連)

労旬:『労働法律旬報』(労働旬報社)

労判:『労働判例』(産労総合研究所)

労民集:『労働関係民事裁判例集』(最高裁判所)